

大阪観光大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪観光大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

学校法人明浄学院の『『明く、浄く、直く』の精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成』という建学の精神に基づいて、大学の使命・目的が明確に定められており、さまざまな機会に各種の媒体を用いて学内外に周知されている。

教育研究の基本的な組織は観光学部観光学科の 1 学部 1 学科で、学生の収容定員 800 人に対して 26 人の専任教員が配置され、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成されている。教育方針などを決定する機関としては教授会や各種委員会のほかに調整機関としての運営委員会も設置され、意思決定過程は明確である。人間形成のための教養教育については、科目構成上は十分な配慮がなされているものの、組織上の措置は講じられておらず、早急に教養教育のための組織を設置することが望ましい。

学部の「観光のスペシャリストの養成」という明確な目的に基づいて、観光学科が 3 分野 6 コースに分けられ、「観光基礎科目」「広域科目」「コミュニケーション科目」「専門科目」から成る授業科目によって、特色ある教育を目指した体系的な教育課程及び教育方法が設定されている。更に、授業評価アンケートやチューター制を活用した学生評価などを通じて、教育目的の達成状況を点検・評価する努力が行われている。

アドミッションポリシーは建学の精神に則って学部及び入試区分ごとに定められ、募集要項やホームページで開示されている。ゼミ担当教員によるチューター制度をはじめとした学習支援体制や学生サービス、各種奨学金による経済的支援及び就職・進学支援等の体制も整備され、概ね適切に運営されている。定員割れの状況については、適切な入学定員の検討を含め、定員充足の方策について更に検討されることが望ましい。

専任教員数は設置基準を満たして配置されており、採用・昇任の方針も明確である。教員の教育担当時間は適切で、教育研究活動の支援体制も整備されている。また、FD 委員会を中心に教育研究活動を向上させるための組織的な取組みがなされている。

職員組織の編制や採用・昇任・異動は適切に運営されており、OJT 方式による人材育成や「SD メール」などの活用によって、職員の資質・能力の向上のための取組みがなされている。

管理運営体制は寄附行為や関係規程に基づいて整備され、管理部門と教学部門の連携も

適切になされている。自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価報告書が作成され、ホームページに公開されるなど、大学運営の改善・向上が図られている。

財務については、定員割れや法人全体の財務状況が健全でないこともあり、帰属収支の悪化が見られ、内部留保での補てんが続く厳しい状況にあるが、長期的な見通しを立てながら運営努力が続けられている。現段階では大学の教育目的を達成するために必要な財政基盤は有していると判断される。会計処理は適切に処理されており、財務状況の公開もホームページなどにより適切になされている。

教育研究環境は大学設置基準に基づいて整備され、アメニティに配慮した教育環境が適切に維持・運営されている。施設設備の安全性は確保されているものの、バリアフリーについては一部未整備であり、改善されることが望ましい。

社会連携においては、大学施設の開放や各種公開講座の開設などによって大学の物的・人的資源が社会に提供されているほか、「大学コンソーシアム大阪」への参画や社団法人大阪外食産業協会との連携講座の共同開講、学生が主体となって実施する観光活性化プロジェクト「泉州 RUSH プロジェクトチーム」などにより、大学と企業、他大学、地域社会との協力関係が構築されている。

社会的機関として必要な組織倫理は各種規程において確立され、学内外に対する危機管理の体制も「危機管理に関する規程」に基づいて整備されている。大学の教育研究成果は「大学紀要」「観光学研究所年報」「観光学研究所報」によって公表され、ホームページなどで学内外に広報されている。

なお、特記事項としては3項目の取組みが記載されているが、特に「学生による産官学連携事業」の推進については、大学の教育目的である「観光のスペシャリストの養成」に寄与するのみならず、地元自治体との連携を深め、地元の観光資源の再発掘に多大な影響を与えており、特筆に値する。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、母体となる学校法人明浄学院によって『明（あか）く、浄（きよ）く、直（なお）く』の精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成」として明確に定められており、入学式などのさまざまな機会に学生や教職員に向けて周知されているほか、「学生生活の手引き」や掲示なども利用して、学内における周知が図られている。学外に対しても、パンフレットやホームページなどの各種媒体を利用して、建学の精神に関する広報活動が実施されている。

また、建学の精神を踏まえて、「あるべき人間像」の実現及び「専門的職業人」の育成という大学の使命・目的や、ホスピタリティの精神に裏打ちされた「観光スペシャリスト・

人格者」の育成という学部の目的が明確に定められており、各種媒体を通じて学内外に周知されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

学則で示された大学の使命・目的を達成するために、観光学部観光学科の 1 学部 1 学科において、学生の収容定員 800 人に対応して専任教員 26 人が配置されており、教育研究の基本的な組織が適切に構成されている。学科は組織運営上、十分に機能しているとはいえないが、3 つの専門分野に合わせて 6 つのコースが置かれており、それぞれに教員が配置されるとともに、各分野には主任が置かれている。また、附属機関としては図書館と「観光学研究所」が設置されており、「大学紀要」や「観光学研究所年報（観光研究論集）」「観光学研究所報」「旅の博物館」などのさまざまな活動を通して教育研究に資している。これらの学部学科及び分野・コース、更には図書館、「観光学研究所」などの各組織は、相互に適切な関連性を保っている。

人間形成のための教養教育については、それに特化した明確な運営組織はないが、新たに「教養教育研究委員会」が設置され、教務委員会がその提言を踏まえてカリキュラムを検討している。

教育方針などを検討する機関としては教授会と各種委員会とが整備されており、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように、各種委員会でそれぞれの問題を審議した後、教授会において教学上の意思決定がなされている。教授会で審議する前には、運営委員会が各種委員会との調整を図って、円滑な意思決定がなされるよう工夫されており、教育方針などを検討する機関と意思決定過程は十分に機能している。

【参考意見】

- ・教養教育に係る明確な運営組織が設置されていない点について、教育課程全体に関する検討及び運営を担う教務委員会と、教養教育の継続的検討及び運営を担う機関との違いにかんがみ、早急に教養教育の検討、運営のための独自機関を設置することが望ましい。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び大学の使命・目的、更には「観光のスペシャリストの養成」という社会的ニーズに基づいて、学部の教育目的が設定されており、学則に明確に定められているほ

か、パンフレットやホームページなどの各種媒体を通して広く公表されている。教育目的の達成のために、教育課程は3分野6コースに区分され、教育目的を十分に反映し、また、社会及び学生のニーズに応えられるように教育方法が講じられている。

明確に示された教育課程の編成方針に即して、授業科目は「観光基礎科目」「広域科目」「コミュニケーション科目」「専門科目」に分類されており、それぞれに適切な方法と内容が定められている。年間の学事予定や授業期間は「履修の手引き」などに明示されており、定期試験などを含めて授業期間が適切に確保されている。単位の認定、進級及び卒業に関わる要件、成績評価基準は学則などにおいて適切に定められ、厳正に適用されている。また、履修登録単位数の上限は適切に設定されており、 Semester制の導入や各科目区分ごとの要件設定によって、単位制度の実質を保つための工夫が行われている。

チューター制、プレイスメントテストと習熟度別クラス編制や能力別複数講座の実施など、入学生の能力に応じて教育内容・方法に工夫がなされている。また、授業評価アンケートやチューター制を活用した学生評価をはじめ、資格取得、キャリア支援などに関わる調査・アンケートを通じて、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われている。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に則り、アドミッションポリシーが学部及び入試区分ごとに定められ、募集要項やホームページで開示され、適切な体制のもとに運用されている。

入学者数や在籍学生数は定員を下回っているが、授業を行う学生数は概ね適切に管理されており、教育を行うにふさわしい環境が確保されている。定員充足へ向けては、中期（経営改善）計画のもと、教育の更なる充実などの努力が継続され、多少ではあるが改善してきている。

ゼミ担当教員によるチューター制度やオフィスアワーを活用した個別指導、増加する外国人留学生に対する国際交流センターの設置と個別指導や各種支援など、学生への学習支援体制が整備され、概ね適切に運営されている。なお、外国人留学生の除籍・退学者の増加に対しては、国際交流センター委員会を設置して改善の取組みを始めている。学生の意見などのくみ上げは、全学的調査に課題はあるが、学生の授業評価アンケート、コース3系列分野主任、チューターなどを通じて行われ、体制改善に反映されている。

学生サービス、厚生補導のために学生委員会、国際交流センター、学生課とその管轄下の保健室及び学生相談室などが設置され、学生個々の課題に対応した機能を果たしているほか、各種奨学金制度による経済的支援や、学友会（自治会）と学生委員会との協議を通じた助言を行うなど、学生サービスの体制が整備され、適切に運営されている。

観光学部の特性の根幹をなすホスピタリティ精神の養成を念頭に、キャリア教育のため各種科目やプログラムを整備し、就職委員会と就職課が中心となって各種の就職ガイダン

スを実施しているほか、学生個々の希望に応じた個別相談を実施するなど、就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

専任教員数は教授数も含めて設置基準を満たしており、教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保されている。3つの分野にほぼ同数の専任教員が所属し、教育課程の運営のために教員が適切に配置されている。また、授業担当の専任・兼任の比率には問題がなく、年齢区分や各専門分野における配置の割合も適切であり、教員構成はバランスがとれている。

教員配置の方針は明確にされている。採用・昇任に当たっては専門分野、職位のバランスに配慮されている。教員の採用・昇任に関する規程としては、「大阪観光大学教員人事規程」などの各種規程が定められており、それに基づいて適切に運用されている。

専任教員の担当授業時間は、教育研究目的を達成するために適切である。個人研究費や旅費のほか、特別研究費支給の制度も設けられており、教育研究目的を達成するための資源（研究費など）は、適切に配分されている。

教育研究活動の向上のためのFD(Faculty Development)などについては、FD委員会が中心となって、学生による授業アンケートの実施や各種の研究会・研修会を開催している。全教員に前年度の「教育研究業績書」の提出を求め、授業アンケートに対する「授業評価結果に対する教員の取組み」を作成させ、学内情報システム「M ネット」で公開するなど、教育研究活動を活性化するための評価体制は整備され、適切に運用されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員組織は、「明浄学院組織規程」に基づき、大学の目的を達成するため、8つの課・部署に、事務局長以下、必要な職員が配置され、教員組織との連携が円滑に図れるよう配慮された編制になっている。職員の採用は、「明浄学院職員任用規程」「明浄学院事務職員人事委員会規程」に基づき、原則公募による、法人本部の一元管理のもとで採用が行われている。職員の昇任と異動については、「事務職員人事委員会」で審議を行い理事長が決定している。

事務局長が主宰する定例会議において各課の問題点、その解決方法などを報告、協議するOJT方式による人材育成や、学外で行われる研修会・セミナーなどに参加させ報告書を

提出させることで、職員の資質・能力の向上、また専門的スキルアップを図っている。

学外研修に参加した職員の研修報告書をもとにした「SD メール」を法人本部が作成し、各職員に配信することで、研修内容及び学外情報の共有化を図っている。

事務局の各課・各部署が関係委員会と連携を図りながら、教育研究活動を支援のための事務体制が構築され、支援体制は適切に機能している。平成 22(2010)年度には、留学生の増加、海外大学との学術交流協定を締結するとともに、大学の国際化や国際交流に対応するため国際交流事務室を新たに設置している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、大学及び設置者の管理運営体制は、寄附行為や関係規程に基づき適切に整備されている。理事会はほぼ毎月開催され、構成メンバーである理事と監事の出席率は高く、機能的に運営されている。理事長は、寄附行為に基づいて予算や事業計画を決定するに当たり、あらかじめ評議員会の意見を聞いており、また決算及び事業実績については、評議員会に報告し意見を求めている。2 人の監事は、理事会・評議員会に毎回出席し、監査業務もほぼ毎月実施している。

学長と前学部長は理事・評議員に、また事務局長は評議員に選任されており、大学と法人の経営上の問題や教学上の問題が円滑に調整されている。これにより、意思決定においても管理部門と教学部門との連携が機能的に図られている。大学事業の中期計画推進においては、理事長・常務理事及び学長・学部長・事務局長・関係教員との協議が適宜行われている。

教育研究活動の改善・向上を目的に、平成 12(2000)年 4 月の開学とともに「大阪観光大学自己点検・評価委員会規程」が整備され、平成 14(2002)年度からほぼ 2 年ごとに自己点検・評価報告書が作成されている。自己点検・評価委員会は学長以下、学部長・事務局長・各委員会の長及び教授会から選出された教員により構成され、自己点検・評価に関する事項を審議し、点検・評価を実施している。自己点検・評価により確認される問題点や課題は、各委員会にフィードバックされ、それぞれの改善活動につながっている。

自己点検・評価報告書はホームページにより学内外に公表され、また学生の授業アンケートによる授業評価の結果及び教員の対応策は、学内情報システム「M ネット」により学生や教職員に公開されている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の定員割れや併設校の生徒数減少を主因として、法人全体の財務状況が健全でないことは十分に認識され、理事会承認のもと、法人主導により経営する各学校の中期（経営改善）計画が策定、実施されるなど、常に長期的な見通しを明らかにしながら、収支バランスを考慮した運営努力が続けられている。

大学に関しては、入学者数の回復と、人件費、経費抑制により帰属収支の黒字を実現していたが、短期大学廃止後の利用校舎減価償却費の移管負担増により帰属収支の悪化がみられ、一層の収支均衡策へ向けた努力が続けられている。

内部の主体的努力にも関わらず、厳しい外部要因を受け、法人全体の帰属収支の支出超過が減価償却額を超える状態が続き、内部留保からの補てんが続く厳しい状況にあるが、人件費及び経費削減と無借金経営に徹しており、内部留保の状況から、現段階では大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有していると判断される。

会計処理は学校法人会計基準に準拠し、諸規程に基づいて適切になされている。

法人の財務状況についてはホームページで公開しているほか、利害関係者から計算書などの閲覧希望があれば、法人本部において許可するなどしており、財務情報の公開は適切に行われている。

各種特別補助金を獲得するなど、教育研究を充実させるため、外部資金の導入などのための努力が続けられている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎などの施設設備）は大学設置基準に基づいて整備されており、適切に維持、運営されている。

校地、運動場、校舎などの施設設備や情報処理関係設備など教育研究目的を達成するための施設設備などは、外部の専門業者への委託も含めて、適切に維持、運営されている。

施設設備の安全性に関して、耐震性の点ではすべての建物が建築基準法の新耐震基準を満たしている。

バリアフリーに関しては、平成 12(2000)年に建設された大学棟では整備されているものの、それ以外の建物については未整備で、今後の課題となっている。

食堂、ロビー、ラウンジ、全学生の個人用ロッカー、留学生ルーム、作法室などが整備され、学内緑化や清掃に留意されているほか、BGM が流されるなど、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されている。

【参考意見】

- ・バリアフリー化未処置の箇所が認められるので、改修計画を立て、計画的に実施することが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

図書館の一般開放や、ホール、講義室、体育館、運動場を貸出しているほか、各種の公開講座の開設や公民館講座や各種団体の講演への講師派遣を行っており、建学の精神及び理念に沿って大学が持っている物的資源・人的資源を地域社会に提供する努力がなされている。

「大学コンソーシアム大阪」に参画し、授業科目「大阪観光学」を担当し、社団法人大阪外食産業協会との連携講座を共同開講するなど、教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されている。

地方公共団体の各種委員への就任や、地域社会行事などへの教職員及び学生の参加、学生が主体となって実施する観光活性化プロジェクトによる地域観光資源の再発掘、更には社会人を対象とする科目等履修生の積極的な受入れによって、大学と地域社会との協力関係が構築されている。

【優れた点】

- ・「泉州 RUSH プロジェクトチーム」などにより、学生を中心として地域社会行事への積極的な参加や、関連した地域連携講座も開講するなど、全学的な推進体制が整備されている点は高く評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理に関しては、「大阪観光大学就業規則」を基本に、個人情報保護、ホームページの管理運用、ハラスメント防止、公的研究費の不正防止に関して、それぞれ規定されている。公益通報に関しては、今後の課題として規程の整備を検討している。これら組織倫理に関する規程に基づき、学生には年度初めのオリエンテーションや「学生生活のてびき」を通して、また教職員には新任教職員研修会や人権研修会などを通して法令遵守に関して周知が図られている。

危機管理に関しては、「大阪観光大学危機管理に関する規程」を基本原則とし、緊急事態が発生した場合の危機管理体制や対処方法などを定めている。また、海外での実習授業やゼミ旅行の機会が多いため、「大阪観光大学海外における事故等緊急事態対策要綱」を定め、教職員に周知している。火災などの災害発生時の対応や防災教育・訓練などは、「大阪観光大学消防計画」にまとめられ、学生には「災害発生時の注意事項」として避難場所

や避難経路、その他必要事項が「学生生活のてびき」に掲載されている。教職員連絡網は全教職員に配付され、不測の事態に対応できるように危機管理体制は整備されている。

大学の教育研究成果としては、「大学紀要」「観光学研究所年報」「観光学研究所報」の3種の学術刊行物が発行され、教職員、観光関連大学・企業などに配付されるほか、研究所のホームページでは研究論集、所報のバックナンバー紹介などが行われている。刊行に当たっては、各委員会が内容について十分検討しており、大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制は整備されている。また、近年情報発信の中核になっているホームページに関しては、その作成や提示について定めた「明浄学院ホームページ管理運用に関する規程」に基づき適切に運用されている。